成 二千九十四号 +

名

称

所主 た っ る

在事務所の

名

称

所

在

地

年指 月 日定

事指

定障害福祉サー

ビ 者ス

事障

* ビスを行う

の 乗 類 に 祖 に 祖 に 祖 に れ

日日

(月月年 曜八

田き活特 が動定 い法非 十人営 和生利

六二十の番和

介護 重度 前問 問

和生テへルきールパース

十ンス

の番和 一町田 一市

市

六東の二

三干

三平

成

泉医 会療 法·

人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

うえが おり おり おり おり まし よ

分枝三一 八戸市大字妙:

字

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出. 青森県指定金融機関等の指定の一部改正 障害福祉サービス事業者の指定. 種大規模小売店舗立地法特例区域の決定 告 目 告 示 次 (経営支援課) (経 (障害福祉課) 県下 民地 理 課 局域

泉医 会療 法·

人仁

町字直田八一八戸市大字尻内

介護 重度 訪問 問

所問ト健介 介ラ施護 護ン設老 事ドハ 業訪ー保

の坂十

の四五〇 収字高清水七1 水子3

八相

|種大規模小売店舗立地法特例区域の決定 同 :

÷

O活特 Y動定

法非人当人

九字千刈一一五の一五の一

支就 援労 A継続

事業所「響」 就労継続支

の川

活動法人夢

丁八 目戸 一市

一〇の一八市小中野五

動介重居 援護、訪 護 行問

ゆテへ めールパー

シス

丁月市 〇小

の中

八五

"

- 野

教育委員会

平成二十一年度教科書展示会の時期及び場所 (学校教育課)

示

告

青森県告示第三百九十一号

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の

平成二十一年六月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第三百九十二号

:

 \equiv

;を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定) の

平成二十一年六月八日

第二号の表中

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

株式会社みちのく銀行国道支店 青森市中央一丁目

株式会社みちのく銀行国道支店 青森市橋本一丁目

に改める。

を

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 青森県告示第三百九十三号

(

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ

平成二十一年六月八日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

	蛇	名加入区	
	浦	称の	届
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九番地 富岡 弘芳	七番	発起人の住所及び氏名	曲 出 事 項
	十か年平 二ら六成 日同月二 ま月八十 で二日一	期間	指定漁船調書
	協蛇 同浦 組漁 合業	場所	書の縦覧

公

뜯

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

よりその内容を次のとおり公告する。 規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定に中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

二三、九の二四、九の二五、九の二六、九の二七、九の二八、九の二九、九の三〇、九の一六、九の一七、九の一八、九の一九、九の二〇、九の二二、九の一四、九の一五、九の八、九の九、九の一〇、九の一一、九の二二、九の四、九の五、九の六、九の七、一 弘前市大字駅前町九の一、九の二六、九の三、九の四、九の五、九の六、九の七、

一、六一の一、六一の三 五六の一、五七の三、五七の四、五九の三 弘前市大字駐前三丁目二の一、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八

弘前市大字表町一の一 (一部)

兀

五 弘前市大字大町一丁目一の二、一の六、一の七

弘前市大字土手町七六の一、七六の四、七八の一、弘前市大字山道町二の一、三

五、三六の一、三六の三、三七

七 弘前市大字土手町一〇七の三、一〇九の一、一一三の

八(弘前市大字土手町一二六の一、一二六の三、弘前市大字上瓦ケ町一の三、弘前市

大字代官町二の二、二の三、二の四、二の六、二の一三、二の一四

九 弘前市大字一番町七、九

十 弘前市大字駅前町一二の一、一二の五

弘前市大字土手町一五五の三、一五八の一、一六一の一、一六一の二、一六二

の一、一六二の二

十二 弘前市大字土手町六の二、弘前市大字一番町一七の三

十三 弘前市大字百石町三五の一、三六の一、三八の二

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

準用する同法第三十六条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第四項において中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第五十五条第一項の

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

弘前市大字若党町三三の二、三六の一、三六の二、三六の五、弘前市大字亀甲町五

青森県教育委員会告示第五号

教 育 委 員 会

> 定により告示する。 の発行に関する臨時措置法施行規則 (昭和二十三年文部省令第十五号) 第十一条の規 平成二十一年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定めたので、教科書

平成二十一年六月八日

青森県教育委員会

7	6	į	5		4	3	2		1	番号
野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同深浦分館	西教科書センター	同小泊分館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同今別分館	東青教科書センター	教科書センター 名称
中小学学校校	中小 学学 校校	中小 学学 校校	中小 学学 校校	中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	展示教科書
野辺地町立野辺地小学校上北郡野辺地町字寺ノ沢四二の四	十和田市立三本木小学校十和田市東三番町三六の一	深浦町立深浦小学校西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六	鰺ケ沢町立舞戸小学校西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字久富二七	中泊町立小泊小学校北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	五所川原市立五所川原小学校五所川原市大字新宮字岡田一六一	黒石市立中郷小学校黒石市ぐみの木二丁目七七	弘前市立時敏小学校弘前市大字宮園一丁目五の一	今別町立今別中学校東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二	青森市教育研修センター青森市栄町一丁目一〇の一〇	所在地及び使用する施設の名称
高	吉	坂	高	近	長	冏	木		Ξ	管
松	田	本	橋	藤	尾	保	村	五十嵐	上	管理責任
吉	紀美男	-	範	秀	孝	淳	ナ	義	雅	任者氏名
	另_	寛	午前九時から午後四時まで 七月九日及び七月十日	生	除く。) 午前九時から午後四時まで紀 (土曜日、日曜日及び七月十五日を七月十日から七月十七日まで	±	<u></u>	人 ————————————————————————————————————	生	予備展示期間及び時間
日館ン下 八六夕西 く七月ン北 た 時時く日 (でら六 をは夕北 日日 教 。月三夕五 だ まか。曜土 七月 除、 4 教 を及は科 三十 4 教 し でら 日 日 八九 。 月間書 く七七セ を及、書 役前を及 日日 一分セ 。月月ン 除び六セ 四九除び まか								及び時間 問 間 間		

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

社 定価小口一枚二付十五円一銭号 毎週月・水・金曜日発行

0	9	8	3
三戸教科書センター	八戸教科書センター	同大間分館	下北教科書センター
中小 学学 校校	中小 学学 校校	中小 学学 校校	高中小 等学学 校校
三戸地方教育研究所三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一	八戸市総合教育センターハ戸市諏訪ー丁目二の四一	大間町立大間小学校下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二	むつ市立大湊中学校むつ市桜木町一九の一
秋	前	佐	佐
元	田	藤	藤
正		健	孝
孝	稔	介	志
		午前九時から午後四時まで七月九日	
	三戸教科書センター 中学校 三戸地方教育研究所 秋 元 正秋 元 正	三戸教科書センター 中学校 三戸地方教育研究所 秋 元 正八戸教科書センター 中学校 三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一 秋 元 正 八戸教科書センター 中学校 八戸市総合教育センター 前 田	三戸教科書センター 小学校 三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一 秋 元 正 孝 八戸教科書センター 小学校 八戸市総合教育センター が学校 八戸市総合教育センター 前 田 稔 インラー 小学校 八戸市総合教育センター 前 田 稔 十前九時から午後四時 インラー ・ 中学校 ・ 大間町立大間小学校 ・ 大間町立大間小学校 ・ 本前九時から午後四時